

2020年11月30日

高松市長 大西 秀人 様

高松市議会議員 市民派改革ネット

植田 真紀

太田 安由美

2021年度 予算・政策要望書

7年8か月続いた第二次安倍政権では、明らかに気候危機が迫っているにもかかわらず、気候危機にもエネルギー転換にも無関心なままでした。その安倍政権を「継承」するとして誕生した菅首相は、10月26日の所信表明演説の中で、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。また、グリーン産業を育成すること、産業構造の転換へ発想の転換を図っていくこと、そして、石炭火力に対する政策を抜本的に転換すること、などの方針が示されたことは歓迎します。

日本も遅ればせながら世界の国々とともに、最新の科学に基づき気候危機に向き合う上で必要な削減目標を掲げ、「脱炭素社会」への方向性を明確に示したことになります。

さて、本市においては、菅首相の所信表明に先立ち、市長は9月定例会において、「地球温暖化対策実行計画の見直しに合わせて、2050年までのCO₂排出実質ゼロの表明を行う」と公表。今後、自治体だからこそできる政策を積極的に実施し、計画的に目標に向かって取り組んでいかなければいけません。

一方、新型コロナウイルスの全世界への拡大で、経済・社会に大きなダメージを受け、リーマンショックを超える経済危機に直面しました。気候危機と感染症危機を回避するため、地球や将来世代の未来を奪うことのない新たな社会・経済のあり方を見つけ出していくことが求められています。

いま私たちは、人口減少社会を迎え、右肩上がりの経済成長を前提にしてきた社会の仕組みを根本から変えなければいけません。市政においても、さまざまな課題を抱えていますが、私たちは、一人ひとりの個人が尊重され、豊かな自然と共生し、未来の世代にツケを残さず、エネルギーの地産地消を進め、持続可能で多様性のある地域の暮らしを創り出すことをめざし、市民参加の市政運営を重視していきたいと考えます。そこで、とりわけ重要な事項を2021年度の予算・政策要望として提出します。

1. 次世代に環境破壊のツケを回さない気候危機対策を

(1) 2050年までのCO₂排出実質ゼロに向け、再生可能エネルギーの導入拡大の具体的なロードマップを示す

先の9月定例会において、「地球温暖化対策実行計画の見直しに合わせて、2050年までのCO₂排出実質ゼロの表明を行う」と公表。しかし、その一方で、「具体的なロードマップを示すことは考えていない」とした。地球温暖化対策実行計画の見直しにおいては、明確なビジョンと具体的な計画を示すべきである。

(2) 再生可能エネルギー条例などの策定により、市民・地域主導の再生可能エネルギー普及を支援する

持続可能で自立的に発展し続ける地域づくりを進めると同時に、原発や化石燃料に依存しない安心、安全で持続可能なエネルギー社会の実現をめざす。全国各地で、市民・地域共同発電所が普及拡大しており、このような取り組みに対して積極的に支援する。

(3) 本庁舎および公共施設の電力調達を自然エネルギーの電力に

電力の小売りは、2000年に大口向けで始まり、2016年4月に家庭向けを含め全面自由化された。しかし、新電力が台頭すると、大手電力会社が価格を下げ始め、自由化によってかえって大手電力会社の独占が進んでいる。「環境に配慮した契約方針」を定め、本庁舎および公共施設には、自然エネルギーの電力を選び、電力（パワー）シフトしていく。

(4) 公共施設の省エネ化、屋根貸し推進

2019年度までに71の公共施設の屋根や屋上に太陽光パネルが設置されるようになったが、多くの施設で10kw程度のアリのバイ的な設置である。これでは、積極的に太陽光発電を導入しているとは言い難い。未設置の施設などでは、屋根貸しによる太陽光発電事業に取り組み、再生可能エネルギーの普及に向けて自治体自らできることを実践していく。

(5) マイクロプラスチック対策とごみ減量の取り組み強化

瀬戸の都である本市は、他市より積極的にマイクロプラスチック対策に取り組まなければならない。国の動きを待たず、自治体として市民への啓発などを行う。環境教育の一環として、小学生にもわかりやすくマイクロプラスチックの問題やごみの分別・減量化について教える。また、本市指定ごみ収集袋については、できる限り早期にバイオマス原料などの植物由来の原料を使った製品に切り替える。

(6) 森林環境譲与税を活用した林業の活性化

塩江町における森林面積の 8 割以上を私有林で占めている。主に市町村の財源となる森林環境税は 2024 年度に導入が予定されているが、これに先行して森林環境譲与税が 2019 年度から交付されるようになった。この制度をきっかけに、林業をすそ野の広い産業として広げ、間伐や人材育成・担い手の確保によって持続可能な地域にしていく。

2. 信頼される行財政改革の実施

(1) 厳しい財政状況が続く中、コスト意識を持った財政運営を

恒常的な財政調整基金の取崩しによる予算編成が続いており、貯金に当たる基金が大幅に減少している。市として自主財源の充実・強化を検討している矢先、新型コロナウイルス感染拡大で、今後も市税収入の増は見込めない状況である。不要不急の大型事業及び補助金・委託料などについては、費用対効果を十分に検討し、見直すものは徹底的に見直し、コスト意識を持った財政運営を行う。

(2) 競争性を高める入札制度に

入札制度は、自由競争原理に基づいて価格を適正化することを前提とするが、入札に一者しか参加しない場合には、自由競争原理が働く余地がないことから、結果として落札率も高くなる。このような状況は、入札制度として破綻している。実際、本市における 2018 年度の一者入札の落札率は 96.4% と高い落札率である。業者の参入を容易にする制度を検討するだけでなく、一者入札を無効とする運用を行う。

(3) 監査委員の議員選出枠を撤廃し、監査専門委員の設置を

地方自治法の改正により、議選監査委員の選任義務付けが見直され、議員選出枠の撤廃が可能になった。さらには、特定の事務を専門的に調査する監査専門委員を置くことができる。本来、監査委員は、市の事業や財政のチェックをする重要な役割を担っている独立した組織であるが、本市議会の場合、多数会派のポスト争いに終始し、議選監査委員の経験が議会活動に活かされていない。専門性の高い人材を登用することで、監査機能を高め、監査委員の独立性も高めることが必要である。

(4) 選挙公費助成制度の公費限度額を減額

選挙公費助成制度にある選挙ポスター代、燃料代の公費助成限度額が、市場価格よりもかなり高く設定されている。例えば、2019 年 4 月に執行された高松市議選では、最も安価なポスター作成費の単価は 141.23 円、一方公費負担で賄われる満額の単価 1,110 円を計上した候補者は 11 名にのぼった。燃料代については価格に変動はあるが、選挙ポスター代、燃料代の公費助成限度額については、上限を現在の半分ほどに見直す。

3. 市民参加と情報公開

(1) 予算編成過程の公表と市民意見の予算案への反映

住民が予算策定の段階、予算編成過程の情報を知ること、予算編成の議論に一部加わることができる。HP 上での予算編成過程の公開を進めること。とりわけ、新年度新規施策については、パブリックコメントをとるなど、予算案に関し、市民の意見を反映させること。また、議会に提出している予算書や決算書については、納税者である市民に対し説明責任を果たし、市政の透明性を確保するためにも積極的に HP 公開すべきである。

(2) 無作為抽出による市民討議の実施

審議会などの委員に市民公募を行うことは一般的になってきたが、公募では応募する市民の固定化が課題となっている。そのような中、日ごろ市政に関心を持っていない市民に、関心を持ってもらえるという点で有意義な手法とされているのが、「無作為抽出による市民討議」という手法である。名古屋市、三鷹市、多治見市、小平市などで、この手法による市民参加が実施されているが、本市においても過去に事業仕分けの際に試行的に行われただけで継続的に実施されていない。

現行の第 6 次高松市総合計画の計画期間が 2023 年度までであることから、次期総合計画策定時には、より幅広い市民の声を反映させるために、2021 年度から無作為抽出による市民討議を行うこと。

(3) 公文書の積極的な公開と公文書館の活用

市民の知る権利を保障し、政策形成過程の情報を積極的に公開していく。その際、部局間で公開度の温度差がないよう、全庁的に時代に即した情報公開が行われるようにする。また、幼いころから公文書に親しむという習慣を身につけることが、大人になってからの公文書の活用につながることから、公文書館の活用を促進する。

4. 市民生活の向上

(1) 犬猫の殺処分ゼロに向けて

毎年ワーストが続く、香川県の犬猫殺処分数。高松市でも殺処分はなかなか減らない状況が続いている。近年では、飼育者の高齢化や精神疾患、生活困窮などによる多頭飼育（不妊・去勢ができないことによる）など、ただ野良犬や野良猫を減らせば解決する問題ではないことが浮き彫りになってきている。

野良猫の場合、まずは TNR 活動を強力に推し進めなければならない。餌やりが猫を増やすのではなく、不妊・去勢手術をしないことが野良猫を増やしている。公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」行政枠に積極的に加入し、野良猫の不妊・去勢手術をおこなうこと。

また、高齢者、障害者、生活困窮者などケースワーカーが介入している世帯の調査

票にペット飼養の有無のチェック欄を設け（参考：埼玉県三郷市）、飼い主に何かあった時にも犬猫の命を守れる体制をとっていくべきである。

（２）野焼きの禁止

ごみの野外焼却（野焼き）は、一部の例外を除き、廃棄物処理法において原則禁止されている。その例外の中には、農業者による少量の稲わらなどの焼却も含まれているが、本市のとりわけ郊外部においては、野焼きをめぐる問題になっている。野焼きを行う農業者は、周辺住民に対しての周知を義務付ける、また、火災につながる恐れもあることから、消防への報告も義務付けるなどの対策を講じる必要がある。

（３）ネオニコチノイド系農薬およびグリホサートの使用制限、禁止

除草剤に含まれる化学物質グリホサートについて、本市は「発がん性は認められない」との見解を示しているが、今年４月、米環境保護局（EPA）は、「発がん性は低いですが、環境、生物、植物に与える潜在的なリスクを含んでいる」と発表した。100円ショップを運営する大創産業は、販売していたグリホサートを含む除草剤について発売中止を決定、代替品として酢を使った除草剤の販売を始めている。本市においても、ネオニコチノイド系農薬およびグリホサートの使用制限、禁止を進める。

5. 子どもを取り巻く問題への支援

（１）DVや児童虐待から女性や子どもを守る

改正DV法による一時保護施設としては、母子生活支援施設が最も多くなっており、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっている。さまざまな事情で入所している母子に対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援するのはもちろんのこと、2004年の児童福祉法の改正にあるように、退所後の生活支援も重要になっていることから、本市の母子生活支援施設である屋島ファミリーホームの機能・役割を強化させる。

（２）高松市子どもを虐待から守る条例（仮称）の制定を

子どもへの虐待による痛ましい事象が後を絶たない昨今、すべての子どもが愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民一丸となって子育て支援を行い、子どもの命と育ちを守ることが求められている。子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めた、「高松市子どもを虐待から守る条例（仮称）」を制定し、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進する。

（３）ひとり親家庭に対する支援の充実

本市では、とりわけ、全国的に見てもひとり親家庭の貧困率が高いことから、今よ

りもさらに、ひとり親家庭に対するサポートを行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を促すような施策を展開しなければならない。母子家庭の貧困が世代を超えて連鎖しないために、女性相談・母子生活支援への人員と予算を充実させる。また、現在のような非正規の相談員ではなく、正規の専門職として配置すること。

(4) 保育を担う人材確保と質の向上への積極的な投資

本市においても、待機児童ゼロが実現されないまま、無償化に突入した。また、保育士不足も依然として続いている。長期的な視点に立ち、保育士として継続して就労できる職場環境や処遇の改善に投資する。また、とりわけ、公立保育所においては、子どもたちが日常的に使う玩具や備品などの購入ができず、保育環境としてあまりにも貧相である。現場の実態を把握し、保育の質の向上に積極的に投資する。

(5) 保育園におけるおむつの持ち帰り是正

現在、市内の保育園の多くでは、公立・私立を問わず使用済み紙おむつは保護者が持ち帰ることになっている。しかし、感染症や他児のおむつとの取り違え、臭いが気になって帰りに買い物ができないなど、全国的にも問題になっている。一部自治体の保育園では園での処分が進んでおり、本市の保育園においても保護者負担の軽減の観点から持ち帰りの是正を検討する。

(6) 多様な幼児教育・保育を認め、自主環境保育も幼児教育・保育の無償化の対象に

10月から幼児教育・保育の無償化が始まった。国は、すべての未就学児(3～5歳)を無償化の対象と言いながら、対象外になる世帯もある。本市にある自主保育組織「森のようちえん」は、自然の中で子どもたちが、自ら考え、主体的な遊びや学びを実践している認可外保育施設であるが、同一園内に無償化の対象になる子どもとならない子どもが混在する状況にある。このような多様な幼児教育・保育を認め、無償化の対象にすべきである。

6. 誰ひとり取り残さない

(1) 介護する側、介護を受ける側、双方の人権尊重を

2020年3月、埼玉県で日本初となる「ケアラー支援条例」が成立。条例にはケアラー(介護者)へ対する支援の意思表示と同時に、不当な差別を受けることなく安心かつ健康にして生活していくための権利保障を明文化した内容が記されている。介護にあたっては、特に孤立しがちなヤングケアラー、男性介護者、老老介護、老障介護などに焦点をあて、きめ細やかな支援をおこなうこと。また、本市としても「ケアラー支援条例」の制定をおこなうこと。

(2) ケースワーカーの人員と専門性の確保

本市は、以前から、ケースワーカーの人員不足のため、1人が担当する世帯数が多く、十分なケースワークを行う上では過剰な状態が続いており、生活保護に関する行政運営に問題があるのではないかと指摘されている。また、このような実態は、国の事業監査からも明らかである。まずは、計画的にケースワーカーの人員を確保するとともに、違法状態が続いている無資格者をなくすことが急がれる。さらに、より専門性の高い社会福祉士などの配置についても検討する。

(3) 公立夜間中学校の開設

家庭の事情などで義務教育を受けられなかった人も多く、社会生活を豊かにするために、誰でも、いつでも学ぶ場を保障するために、夜間中学校が必要である。現在、県が主体となり、夜間中学校のニーズ調査を実施しており、開設に向けた準備を進めている。ひとりでも多くの方に学びを保障するために、本市も一緒になって開設に向けて取り組むこと。

(4) 視覚障害者などに向けた図書館サービスの充実

2019年に制定された読書バリアフリー法に基づく2024年までの国の方針や施策の方向性を示した基本計画が示された。視覚障害者などの方々にとって使いやすい書籍の製作支援や図書館の体制整備、さらには、点訳・音訳のインターネットサービスの提供拡充や人材育成も求められている。本市図書館の運営方針にある「乳幼児、高齢者、障がい者など、すべての市民への図書館サービスの提供を図る」との基本目標に向けて、早急に取り組む必要がある。

7. 医療

(1) がん対策

がん患者の治療費や療養費のうち、公的医療保険の対象にならない分について独自に助成する自治体が増えている。がんは、医療技術の進歩により長く付き合う病になり、治療と生活の両立支援が重要になっている。香川県では、「妊孕性温存治療」（将来の妊娠に備え、治療前に卵子や卵巣組織の一部、精子を採り、凍結しておく）への助成のみを行っているが、医療用ウィッグや介護保険制度が使えない40歳未満の患者に対する助成など、患者のニーズの多様化により、さらにきめ細かく、使いやすい制度助成を広げていく必要がある。そのためには、一部自治体だけの取り組みではなく、国として制度助成を実施できるように要望していく。

(2) 子どもの医療費無償化は国の責務

2020年度より、本市においても中学生までの通院無料化が実施されるが、財源は本市負担である。市長がこれまでも答弁の中で述べてこられたように、本来国におい

て一律におこなわれるべき施策であり、今後も引き続き財源措置を国に要望していく。

8. 防災対策・原発事故対策等の実施

(1) ハザードマップの一元化

現在、本市には7種類のハザードマップが存在し、市民にとっては、起こりうる災害によって確認するハザードマップが異なるため非常にわかりづらい状況となっている。今後、国も中小河川の氾濫想定域を設定する方向であることから、最新の状況が一目でわかるものを作成すること。また、漏れなく全戸に配布し、逃げ遅れゼロをめざすこと。

(2) 災害時要援護者の個別計画の策定

災害対策基本法の改正により、自治体は災害時に支援が必要になるすべての人の名簿（全体名簿）の策定が義務付けられた。また、同意が得られた人は平時から民生委員ほか地域でこの名簿を共有できることとなった（同意名簿）。しかし、本市においては、同意が得られた人の名簿作成がスタートラインとなっており、全体名簿は策定できていない。

さらに、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針によると「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる」とあるが、どこの自治体でも個別計画の策定は足踏み状態である。しかし、南海トラフ地震発生のリスクは年々高まっており、個別計画の策定が急がれる。

(3) 避難所の質の確保

最近相次いだ災害では日本の避難所の質の低さが問題となった。国際基準を確保する避難所の質や量を充実させる必要がある。

(4) 原発事故により発生した放射性物質に汚染された土を公共事業等で活用しないこと

環境省などは、福島原発事故で発生した8000Bq/kg以下の汚染土を公共事業で利用できるよう検討を進めている。しかし、汚染土使用後、長期間経った後、雨風などにより、汚染土が剥き出しになる、地下水を汚染することも考えられる。原発施設においては、100Bq/kgの放射性廃棄物がドラム缶に入れられるなどして、厳重に管理されていることから、汚染土の利用は問題が大きい。本市の公共事業において、福島原発事故により発生した汚染土を使用しないこと。

9. 学校教育

(1) 少人数学級の実現

文部科学大臣は11月、公立小中学校の少人数学級導入について、「30人学級を目指すべきだと考えている」と述べた。学力という狭い領域だけでなく、個を大切にする上でも少人数学級が必要であり、さらにはコロナ禍における学校現場での感染対策や、子どもたちへのきめ細かな指導という観点からも早期の少人数学級の実現が望まれる。県や国の動きを待つのではなく、市として前倒しで少人数学級を実現すること。

(2) スクールサポートスタッフの増員

学校だよりや教材等の印刷、備品や校内環境の整備等、教職員の事務支援となる業務を担うスクールサポートスタッフは、国・県の補助を受けながら各学校に配置している。スクールサポートスタッフの配置は教職員の過重労働の是正に寄与するものであるが、全体の質の向上が求められる。単なる配置ではなく、真に教職員の負担軽減に資するものでなければならない。また、さらなる増員のため、国・県に引き続き予算要望をおこなうこと。

(3) 通級指導担当教員の配置増

小中学校において、障害認定を受けていないが、発達障害の可能性のある児童、生徒が在籍しており、「学級運営に困難をきたしている」という状況が少なからずある。通級指導担当教員を、発達障害の認定を受けている児童、生徒だけではなく、障害認定を受けていない児童、生徒の数も考慮し、通級指導担当教員の配置を増やすこと。

(4) 特別支援教育支援員の配置増

現在、市内の特別支援学級に通う子どもは小学生653人、中学生200人である。これに対し、特別支援教育支援員は65人。単純計算でひとりが13人の子どもに対応しなければならない。また、特別支援学級だけではなく、普通学級にも支援が必要な子どもが在籍しており、支援員の負担は相当なものである。真のインクルーシブ教育の実現に向けて、支援員の処遇改善と、支援員の配置増を求める。

(5) 特別支援学級への電子黒板・タブレットの優先配備

本市においては今年度中に小中学校の全児童生徒にタブレット端末を整備する予定であり、電子黒板も小学校3年生以上の通常学級に配備（今年度中に1,2年生についても配備予定）するなどICT教育推進計画に基づいた施策が実施されているが、本来であれば、読むこと、書くことなどが苦手な子どもの学習補助教材として優先的にタブレットなどの機器を使用すべきである。現在多くの小中学校において特別支援学級には電子黒板が導入されておらず、先生方の工夫によって授業が進められている。通常学級だけではなく、特別支援学級、少人数学級などにも電子黒板を配備し、

全ての子どもも学びを保障すること。

(6) 学校徴収金の見直しと透明化

義務教育である小中学校において、保護者から徴収する「学校徴収金」は思いのほか多い。当たり前のように集金している中身をよく見ると、本来、税金で賄わなければならないものも多く存在する。市の財政不足のしわ寄せが、公教育を受ける子どもたちにも影響し、保護者の私的な負担を拡大している。将来を担う子どもたちの教育にしっかり投資し、私会計から公会計に見直すことで使途を透明化する。

(7) 学校給食の有機化

農薬も化学肥料も使わずに育てた有機米や有機野菜を学校給食に取り入れる動きが、全国の自治体で広がっている。学校給食の有機化は、子どもの食物アレルギーや発達障害などの症状の急増傾向に歯止めをかけ、かつ、地域再生にもつながる。農林水産省も支援に乗り出していることから、国のメニューを使いながら安心安全な食を子どもたちに届ける。

(8) 部活動での外部指導者の活用と休日の設定

とりわけ、運動部活動については、外部指導者の活用を進め、教員負担を軽減すること。平日に休養日を設けるノー部活デーの100%実施をめざすこと。

10. 持続可能な公共交通を

(1) 公共交通の維持整備によりミニマムサービスとしてのモビリティ（移動可能性）を確保し、交通弱者を少なくする

高齢運転者による悲惨な事故が相次いでいることから、本市においても免許証を返納する高齢者が増えている。その一方で、外出や通院のために「車がなければ生活できない」という声も多く、高齢者をはじめすべての人の移動を確保するため、地域公共交通や福祉タクシーを充実させる。

(2) バス待ち環境の向上

本市におけるバス停は、利用率の高い市街地中心部では整備が進んでいるが、運行便数の少ない路線においてはベンチなどもなく、利用者にとって使いづらいのが現状である。バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない地域住民、バス利用者の切実な要望である。バス事業者と協力して設置をすすめること。

11. 自転車を核としたまちづくり 「サイクル・エコシティ高松に向けて」

(1) 高松市自転車活用推進計画の策定

本市は、自転車利用の促進に向けてさまざまな施策を講じ、自転車専用道の整備が

進むなど、一定前進したが、2016年の自転車活用推進法成立により、さらなる施策の推進が求められる。そのために、自転車政策に関する最上位の計画として位置づけられることになる本市独自の計画を策定し、自転車走行環境の整備を促進していくことが必要であるとする。

(2) レンタサイクル事業の利便性向上

サイクル・エコシティ高松に向けた本市のレンタサイクル事業については、現在のシステム導入から10年が経過したことから、6月定例会においてシステム改修の補正予算が可決された。今後は、本市の売りである放置自転車の活用は維持しながらも、スマホを使って、誰でも、どこでも、自由に利用できるレンタサイクルにシステム改修する必要がある。市民の利便性向上はもちろん、本市に観光で訪れた人にも手軽にレンタサイクルを利用してもらうことができる事業に大きく見直す必要がある。

(3) サイクルツーリズムの普及促進

高松競輪の今後のあり方については、改修して存続の方針を決めたが、これまで通りのギャンブル施設ではなく、ギャンブル施設としての機能は縮小し、広く市民が自転車を楽しむ場として、さらには、全国や国際的な自転車競技を行える場として生まれ変わることを望む。また、近年では、全国的にサイクルツーリズムが盛んになっており、競輪場もしくはその付近にサイクルステーションを設置して、サイクルツーリズムを普及促進させる。

12. 平和政策・自治体外交

(1) 自治体外交：韓国・群山市との友好都市提携

国政において緊張状態にある近隣諸外国と自治体レベルの交流を深めていくことが、これからの自治体外交には必要である。とりわけ、今後は東アジアの連携が重要になってくることから、これまで友好都市提携の動きがなかった韓国においては、本市と群山市、両市の市民が草の根の交流を深めている。また、両市の子どもたちの絵画展も継続して開催されている。

(2) 平和政策：次世代に高松空襲を語り継ぐ

あらゆる機会を活用し、将来世代に高松空襲を語り継ぎ、高松から平和を発信する。さらに、被害の歴史とともに、加害の歴史も学ぶ機会をつくり出す。そのためには、たかまつミライエ内の平和記念室において、高松市立の全23中学校が平和学習の中で高松空襲について学ぶように働きかける。また、戦争体験者が少なくなっている現在、子どもたちが高松空襲について体験者から直接聴く機会を積極的につくる。

13. コロナ禍における対策

(1) リスクの高い人に対する柔軟な PCR 検査費用助成の実施

11月補正で65歳以上の高齢者へのPCR検査費用助成事業が提案され、可決された。高齢者は新型コロナウイルス感染症に罹患すれば重症化しやすいが、年齢に関係なく、例えば高齢者施設で働く職員、医療機関関係者など、人との接触が多い職に携わっている人が少しでも安心して働くことができるようにしていくことも重要である。新型コロナウイルス感染症の感染者早期発見と早期療養につなげ、感染拡大の防止を図ることはもちろんのこと、社会全体を考えたリスクの高い人に対する柔軟なPCR検査費用の助成を実施する必要がある。

(2) ひとり親に対する支援

コロナ禍ではひとり親世帯の多くが減収になり、とりわけ厳しい状況下にある。特に臨時休校中は食費の増加による経済的な負担が非常に大きく、また非正規雇用を解雇になった人も多い。ひとり親家庭の食の支援については、NPOなどが中心になって担っているが、こども食堂への支援と同様に公的支援も必要である。

(3) 登校選択制の導入を

大阪府寝屋川市は、全国でもいち早く登校選択制を導入した。本市の2020年9月定例会で教育長は、「あくまで登校することが前提」であり「登校選択制は考えていない」という姿勢を示しているが、コロナ禍において持病や健康に不安がある子どもを学校に通わせることをためらう保護者がいるのはごく自然なことである。オンライン授業や授業動画配信をおこなうことで登校選択制を導入し、自宅にいても授業に参加できる体制を整えること。

(4) 高校生・大学生への支援

大学生は入学してからオンライン授業が続き、アルバイトにも行けず、サークル活動も行えないといった声が非常に多い。また、高校生も、公立と私立でオンライン授業の在り方に差が生じている。コロナ禍において、高校生や大学生への対策が見落とされがちになっており、市としても県や国に対し、高校生・大学生への支援充実を求める必要がある。

(5) 情報格差をなくす

コロナ禍においては、市民・住民の情報格差が改めて浮き彫りになった。「誰ひとり取り残さない」市政運営を念頭に、あらゆる媒体を駆使してすべての市民に必要な情報を届けること。